

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第2項中「第14条第2項を除き、」を削る。

第14条第1項中「以下この条」の次に「及び次条」を加え、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)であって、基準日にそれぞれ在職するもの(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

第23条第1項中「任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(」の次に「これに準ずる者として規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、」を、「以下この条」の次に「及び次条」を加え、「均衡」を「権衡」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 第14条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。